

## 臨時大臣記者会見の概要

平成17年8月12日(金)

14:16~15:10

於:記者会見室

官房長、通商政策局長以下そろっておりますが、ご承知かもしれませんが、このたびの一連の我が省の中の問題に対応するために、先日任命をいたしました問題の解明、またそれに対する対応、再発防止、そして経済産業省の信頼回復の任に当たってもらうために先日任命いたしました首席監察官、高橋英樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

我が省のいろいろ、皆様方、そして国民の皆様方に大変ご迷惑、ご心配をおかけしております。現在、四つの出来事があったと認識をしております。

一つは、企画室の資金の問題、それからもう一つはこれを契機といたしまして内部調査を徹底した結果、新たに判明をいたしましたユニセフに関する問題、それと米州課のいわゆる非常勤職員に関するお金の問題、それから先日マスコミでご指摘をいただきましたOCCに関する問題、この4点につきまして、一連の発生から1カ月以上たちましたので、現在の状況について順次ご説明をしたいと思います。

あまりにも長期間といいましょうか、古きときからの話でございますから、それから帳簿とか、細かい話でございますので、私の説明能力を超える部分もございますので、それぞれ官房、それから担当も同席をしておりますので、ご質疑があれば私を超える部分については、そちらの方からも私と一体としてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

まず、先ほどの順番と違いますけれども、通商政策局米州課の非常勤職員賃金の問題について申し上げます。

お手元に資料があると思っておりますが、これは前にもご説明申し上げた経緯で、簡単に申し上げますと、アルバイトの方を雇う場合には、それに関する規定がありますけれども、そのルールでは2週間前に届け出をして、その方に対してのお金をその方に払うということでございますが、急に前日とか当日にいろいろな事情で来られなくなったということに対応するために、もとの人の名前で仕事をしていただいたという申請をして、結果的には別の人にお金を払ったというものです。もちろん新しい方に仕事をしていただいて、それに対する対価としてお支払いをしておりますので、調査の結果ではそれ以外の目的とか、ましてお金を私用に使ったということではないというのが調査の結果でありますけれども、明らかにルールと違うという意味では、ルール違反ということで、ご指摘を受けても仕方がないと私自身判断をしております。

このお金は平成7年度以降、通商政策局の幹部を含む米州課関係者が局幹部、あるいは課の仕事としてこういうことになったわけにありますけれども、不適正に受理した金額が139万円でございます。そのうち、これは不正に国庫から受給したのが139万円、その後アルバイトの方々に使っておりましたので、ことしの6月時点では32万円が残っていたということでございますが、今回これは不適正と、ルール違反ということで、139万円に5%、これは規定に基づく利息でありますけれども、5%の利子を加えて、金額はあくまでもみな「約」でありますけれども、197万円を本日国庫に納付いたしました。

この197万円は、当時、現在の関係者、これは現役、OBを含めて局長、次長、担当課長、担当課長補佐等の平成7年度以降の在職した人約30名からお金を集めて、今日国庫にお返ししたということになります。

刑事上の問題点があるのではないかと、詐欺とか、あるいは公文書偽造とかという疑いがあるのではないかと私自身も思っております、実は捜査当局に既に通報をしております。と同時に、当省の刑事専門の弁護士にも法律的な観点から調査をお願いし、そしてまた関係者のヒアリングを行いました。

関係者というのは、経済産業省の職員8名と受け取り側であるアルバイトの方々、といっても10年ぐらい前からの話でございますから、現在の米州課のアルバイトの方と、直近とい

ますかここ1年ぐらいの間にアルバイトとして勤務された方合計5人の方にも伺ったわけでございます。その結果の弁護士のご見解は、まず1番目といたしまして、動機がアルバイト賃金の支払いである。そのとおり使用されて私的な利用はなかった。2番目として、既に返納がされて、金銭的な被害は回復されている。3番目として、違法性のある行為については、違法性というのは、要するに不正にお金を受け取ったということでありまして、時効を過ぎているということで、総合的に見て立件される可能性は極めて低いというのが経済産業省の刑事専門の弁護士の先生のご判断でございます。

次に、会計手続上は国家に損害を与えたときは弁償しなければならないということで、先ほどのリスクも含めて返納をすることにしたところでございます。

以上を踏まえまして、本日9名を処分をいたしました。

国家公務員法上の処分であります戒告は前米州課課長補佐、この人間はこういうお金があったということを認識したということ調査の結果、認めていたということで、こういう処分いたしました。残り8名は嚴重注意ということにいたしました。この中にも、同じ立場にいた米州課の補佐がおりますけれども、これらは知らなかったということでございますので、知らなかったということであれば、知っていたという人とはちょっと違う扱いにしたということでございまして、このような処分をしたわけでございます。

言うまでもなく二度とこういうことがあってはならない。と同時に、これは私としてはいけないこと、ルール違反をしてはいけないと思っておりますけれども、ルールをもっと柔軟にして、前日、直前、当日でも、業務に支障が生じないようにルールを変えていくことも必要ではないかということで、経済産業省のルールも本来の目的にももちろん合った形、また外から見てご批判を受けられないような形でルールを変えることによって、2週間前までに届けなければいけないとか、直前の変更に対する対応ができないとかということは避けて、こういうような不正使用、不適正な使用、ルール違反の使用がないようにしたいと考えております。

私としても、こういう処分者を出したという結果に至ったということにつきましては、私からも国民の皆様におわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、会計課のユニセフ関連の管理費の問題でございます。

まず、冒頭申し上げたいのは、この件でユニセフに大変ご迷惑をおかけをしたということ深くおわびを申し上げたいと思っております。会計課長からも何回もユニセフの方に事情をお聞きすると同時に、ご迷惑をおかけしたことについておわびをしておりますけれども、本日私からも先ほど午前中に電話でユニセフの専務理事さんにお電話をしたのですけれども、いらっしやらなかったもので、ご伝言という形で大変ご迷惑をおかけしたということと、現時点でわかっていることについて発表させていただきますということをお願いしたところでございます。つい先ほど専務理事さんから会計課長の方に、いまお電話をいただいてありがとうございますという、私の伝言が伝わったという旨のお電話があったようでございます。

ご迷惑をおかけしたというのは、まずユニセフが管理するお金ではないということ、我々の管理がまずかった、まずかった以上のことがあるかどうかについては、また異なる話でございますけれども、とにかく現時点でまずかったと思っております。

それから、どうもユニセフの方に大分問い合わせとか、ご意見が寄せられているようでありまして、あたかもユニセフが自分の浄財を扱っている立場で、ずさんな管理、私的流用等があったのではないかとご批判があって、ユニセフに寄附をされている方々から抗議と寄附なんかやめてしまうぞというようなお電話がかかっているようでありまして、このお金は後ほど申し上げますけれども、あくまでも経済産業省が管理をし、責任を持っているお金でありますから、ユニセフ、それからユニセフに貴重な浄財を寄附をいただいている方々のお気持ちに対して、大変なご迷惑をおかけしたということとをまず冒頭申し上げておかなければならない。これはあくまでも経済産業省内部の問題であり、責任でございますから、ユニセフには一切関係がないということをぜひ国民の皆様方、特にマスコミの皆様方には、大前提として、まずおわびかたがた、ご理解いただきたいと思います。

前回、お話しいたしましたので、それ以降のことについて簡単にご説明いたしますが、ユニセフの委託業務というのは、昭和36年に通商産業省設置法が改正されて、ユニセフ委託業務が所掌事務として規定されましたけれども、その1年前の昭和35年度にユニセフから強い要請があって、早急にこの仕事をやっていただきたいということで、実態上は昭和35年度からスタートしております。

これは、ユニセフの要請に基づき、関係各省の了承もいただいた上で、実質的には35年度からスタートをし、36年度から設置法に基づく仕事として正式に決められたということでご

ざいます。

それから、口座が三つの口に分かれているということでございます。一つが実際に自転車とかBCGの注射液とか、そういうユニセフの目的に必要な物資を調達するための資金のやりとりであります基金口、それから2番目がユニセフの業務に関するクレームに基づくお金のやりとりが発生した場合の受け皿でありますクレーム口、それから三つ目が経済産業省がこういう物資調達というときに、一番適正かつ迅速に物資を確保するためのいろいろな作業のために、電話代や、郵便代がかかるわけでありまして、その実費相当分としての事務費の支払いに充てられる管理口と、三つでありまして、通帳はいずれもMITI FOR UNICEFという通帳で、これ自体が経済産業省の中で会計課の諸君が必死になって探し当てて、通帳自体がありましたけれども、これはMITI FOR UNICEF「基金口」、「クレーム口」、「管理口」という形で通帳が管理され、お金の出入りも管理されているということが確認できました。

そのうち物の調達やクレームなどについては、きちんとなされております。後ほどご質問があれば、より詳しくお答えいたしますけれども、問題は管理口というところでありまして、このお金が昭和49年以降1,800万円が、利息が積もり積もって5,200万円になって、そのうち例のレストラン会員権の支出、あるいはその後の入金があったということでございました。

それから、三つ目としては、この事務管理の支払いに充てるための契約書というのが見つかっておりません。ただ、通帳で管理されているということ、それから小切手帳があったということ、それからユニセフから通産省に対して、こういう物資を調達するようお願いしました、そして価格等は幾らですということを毎月まとめて、通産省に対しましてマンスリーレポートという形で報告を受けております。これ自体は存在しております。

それから、通産省としては、この報告書を確認して、管理口に入るお金として物資、金額の1%を事務管理費という形で我々が受け取るという形でお金を受け取っております。これは、仮に余ってもお返しするものではないということはユニセフの方でもはっきり表明されておりますし、我々もそういう認識でございました。つまり、100万円なら1%で1万円、これで実際電話代や輸送費、旅費等々で1,000円しかかからなくても、10万円かかっても、その1%、1万円の中でやるということで、それはそこで仕切ってしまうという約束になっているということ、を両者の間で合意をしていたということです。契約書は見つかっておりませんが、通帳等々の出入りから、それからユニセフの方もそれをお認めになっていらっしゃるわけですので、そういうものだと我々は認識しております。

重ねて申し上げますけれども、ユニセフ駐日事務所も先日発表した資料の中で、このことを述べておられます。

そういうことで、ユニセフは一切責任がないというか、我々がご迷惑をおかけしているということでございます。

以上が現時点でわかっているところでございますが、これについては実は中間報告でございまして、私自身一番気になっているというか、問題にならないことを祈っておりますけれども、きちんと究明して発表しなければならぬと思っておりますのが、私も通帳、あるいはそれを整理した資料をさっと見ましたけれども、私の理解では唯一まだ理解ができていない、従って現時点できちんとご説明する段階に至っていないのが例のレストラン会員権の出入りのところでございまして、これは現時点でご報告できないのが申し訳ございませんが、冒頭申し上げたように、すべてをきちんとするにはもう少し時間がかかります。その間待ってくれ、待ってくれと言うのもいかなことかと思ひまして、本日はユニセフ関連については中間報告という形で現時点でご報告をさせていただいたということでございます。

それから、三つ目が先日マスコミで報道されましたいわゆるOCC情報遺漏問題でございます。

これは、昨年わかって、マスコミの皆さんには発表したと伺っておりますけれども、改めていま調査をしているところでございますけれども、これについても先ほどの米州課と同じで、捜査当局の方にこの状況について通報をしたところでございますが、現在まだ私どもと捜査当局の間でこの取り扱いについて協議が続いておりますので、現時点では捜査当局のお立場もあって、事実関係そのものは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、そこから先どういふふうに対応していったらいいのかについての方針が私自身決まっておりますので、これについてはこれ以上ご報告できないということでございます。

四つ目が企画室の問題であります。企画室の問題は外部調査委員会の先生方が鋭意、もう毎回4時間も5時間もかけて、週に何回もやっていたというところでございまして、7月6日にこの問題の解明、対応について先生方に委嘱状をお渡しをしてお話をしたと

きにも、いついつまでにやってくださいということは申し上げませんが、とにかく徹底的な調査をしていただいて、そして国民の皆様にしちんとした説明ができるようお願いをしますということをお願いしましたが、できれば早い時間で、皆さん方の記憶や関心が薄れる前にやっていただく、そして、私どもからしちんとした報告をさせていただくということも当然重要なことだと思っておりますが、聞くところによりますと、先生方にはお盆も返上してこの作業を引き続きやっていただくということも聞いておりますので、先生方から現時点では報告といいたしうか、中間報告、途中報告も含めまして承っておりますので、これについては報告をいただき次第、皆様方を通じて国民の皆さんに発表させていただきたいと思っております。

とりあえず以上です。

(質疑応答)

Q: ユニセフの方は、お金の方は返すのかどうかは決まっていますか。

A: 私の個人的な考えですけれども、もちろんこれは先ほど言ったように、形式上は渡しきりということですが、本来我々が使っているいいお金だと思っておりますから、最終的には私どもとしてはもともといただいた、つまり我々に渡した先であるユニセフの方に、これは返すというともた誤解を与えますので、お渡しするといいたしうか、我々として持つべきお金でもございません。もちろんユニセフが返せと言うお金でもない。しかし、我々としてはユニセフの方にお渡しをして、ユニセフの目的にでも使っていただければと思っておりますけれども、しかし私にとってはポイントとなるべきレストラン会員権の問題がはっきりしないうちにお金を返すというのは、何となくこれで一件落着のような印象を与えますので、あえてしちんとした事実関係、あるいはまたその後の対応がわかるまでは、このままとりあえず我々の方で保管をしているということにしておきたいと思っております。

Q: レストラン絡みのお金は200万円ですか。

A: はい、そう聞いています。

Q: 200万円が引き出されて、会員権を買って、またそれが200万円残っている、そういうことですか。

A: 厳密に言うと、会員権なのか何なのか、そこもまだ調査中でありますけれども、とにかくレストランに関するお金として200万円がそこから出されて、数カ月後にそこからまた同額が戻ってきているということですか。

Q: 金額的には出て、入ってと。

A: そうです。4カ月ぐらいの差があったと思いますけれども、同じ金額です。

Q: 増減はないということですか。

A: 全く金額自体は同じです。

Q: 処分の方ですけれども、ユニセフの問題がはっきり全部解明した段階で処分をする場合はするということですか。

A: するといいたしうか、現時点では真相がわかったときに、処分についてもどういいたしうふうにしたらいいかという作業に入るといいたしうことですか。

Q: 戒告が一番重い処分になっていますけれども、これはどういいたしうことですか。

A: 先ほどご説明したと思いますけれども、課長補佐という立場の方がほかにもいらっしやいます、この方がこういいたしうお金があるといいたしうことを認識しているといいたしうことを本人が言っている

るわけで、ほかの人はこういうお金があるということを知らなかったということでございますから、認識をしていたということによって、お若い有為な人材と聞いておりますけれども、国家公務員法上の処分にして、知らなかったという人とは同列には扱えなかったという結論に達したわけです。

Q: この方が直接お金の管理をしていたということですか。

事務方: 補足をいたしますと、管理自体はいわゆる実際に事務を担当している方が管理をされていて、いまご質問のあった人間は課全体の管理をする総括班長という立場でいろいろな相談を受ける。相談の一環として、こういうお金が存在をするということを聞いていたということでもあります。

Q: その前に同じ立場の方がいらっやっやっと思いましたが、その方は対象にならないのですか。

事務方: 同じような立場の人間がおりまして、同じような立場の人間で聞いていた人間と全く聞いてなかった人間、2種類あります。役所の処分は現役で役所に現在いる人間を対象とすることになりますので、そういった判断でいまご質問のあった人間だけ処分をしたということになります。

Q: この課長補佐よりももっと上司の方、あるいは局長、この辺の方の監督責任として処分はないのですか。

事務方: 嚴重注意8名という中で、4名が米州課の責任者としての課長としての監督責任ということで、こういう処分をしたものと承知しております。

Q: これは直接実際に管理をしていた方というのは、処分の対象にならないのですか。

事務方: いまお話ししました嚴重注意8名の中の2名は庶務の担当者ということで、この資金の管理をしている人間でございます。

Q: なぜ知っていただけた課長補佐が戒告処分、実際に管理をしていた方が嚴重注意なのか、もう少し説明していただけますか。

事務方: 先ほどご説明がございましたが、総括班長というのは課の全体の非常に重い責任を持っているのに対して、実務担当者の方は係長でございますので、非常に限られた職責でございますので、総括班長に比べてその責任の分担する範囲は狭いということで、こういう形でさせていただいたということでございます。

Q: 197万円というのは、30人で払ったということなのですかけれども、均等に、それとも処分を受けた人が多く払ったのですか。

事務方: 約30名で分担しておりますけれども、その分担の内訳は均等ではありませんで、その人間のポストをある程度勘案した配分をしております。

Q: その処分を受けたから多いとか、そういうことよりはポストということですか。

事務方: 処分というよりは、そのポスト、いわば責任配分、そういったことを考えた割り振りにしております。

Q: 処分対象者の人たちは全員払っているわけですね。

事務方: 大半は払っておりますけれども、払っていない方もいらっやっやいます。

Q: それは下の方。

事務方: そうでございます。

Q: 実際お金を払ったのは、局長を含めて局の幹部の方も含めてということですか。

事務方: はい。

Q: 立件の可能性が極めて低いということですが、改めて立件の可能性について相談するとしていますけれども、これはこれからどうされるのでしょうか。

A: これは冒頭申し上げたと思いますが、捜査当局にも通報をしてございます。本日記者会見をするということも多分先方はご存じだと思います。

Q: 通報というのは、告発ですか。

A: 違います。こういう事実関係がありますということです。刑事の弁護士さんに聞きますと、これはあくまでも弁護士さんのご判断でありますけれども、通報をしたし、弁護士さんによれば、これは告発といいましょうか、これ以上にはならないのではないかとのご判断で、これは最終的には捜査当局のご判断だと思いますけれども、事実関係、知っていることは全部先方に事実関係を通報しておりますから、あくまでもこれは経済産業省の中の判断として、こういう処分をしているということをごさいますて、仮に告発とか、刑事事件などとかということになれば、これはまた別の次元になっていくと思います。

Q: 捜査当局というのは警察ですか、検察ですか。

事務方: お答えできません。

Q: レストラン会員権を購入された方とは、もう連絡はとれているのですか。

事務方: 8月の冒頭にとれました。海外に在住をしていて、いろいろ伺ったのですけれども、一切記憶にないとのことでした。

Q: 記憶にないとその方は言っちゃっているわけですか。

事務方: はい。

Q: そうすると、今後どうやって調べるのですか。

A: 一般的に、これは四つといいましょうか、今日一部も含めてご報告できるのは二つだけだったのですけれども、知らないと言われるとなかなか我々もそれ以上の手段がないものですから、それを前提にと。聞かれた方も一生懸命考えて、良心に基づいてお答えをしているという前提で、それを前提に次に進んでいくということになりますので、知らないと言われたら、もちろん私の想像ですが、一回聞いてそれでおしまいということではないと思いますけれども、最終的に知らないという判断というものを前提にして、次に進んでいかななくてははいけない。

Q: ユニセフのお金ですけれども、先ほど大臣は本来私どもが使っているいいお金ではないというふうにおっしゃったのですけれども、その前の説明を聞くと、渡しきりで事務管理費として渡されていたお金なのですが、本来使っているいいお金なのではないかと思うのですが、その点はなぜ使っているいいお金じゃないのですか。

A: そこは、私も先ほども次官も含めて局長、官房長等とも話したんですが、これは一体何のお金なのだろうと、つまり私はこの問題というのは今日ご報告できないレストランの問題が

解明されないと、全然これは全体像がよく見えないと思っておりますけれども、仮にレストランの問題がなくて、この問題は一体何が問題だということをちょっと最後詰めたのですけれども、つまりもちろん我々が管理しているお金ですが、かといって余ったから好きに使っていいというお金でもないと思います。公務員である以上は。従って、わかった時点でどういうふうにしきんと処理しておくべきだったかということ昭和36年以降ですか、35年以降ですか、あるいは出入りが終わった昭和49年時点で、あるいはその後もわかった時点で管理者、上司とよく相談をして、一刻も早く、この問題は業務が終わった、でも、お金が元本1,700万、膨大なお金ですから、これをどのようにしたらいいかということ公務員である前に1人の人間として。企画室もそうですよ。お金を持ってしまって、1,000万単位のお金を持ってしまったら、それは知らないからまた口座をまとめたとか、国会で答弁していますけれども、怖いから自分の口座に入れてしまったとか、そういうことはよくなかったので、49年時点できちんとしておくべきだったし、それが先に延びたのであれば、その時点で本人、あるいはまた上司と相談をして、返すなり、あるいは国庫に納めるなり、あるいはまた本来の目的に関係するものであれば、使うべきだったし、正直言ってこの時点まで昭和49年以降、平成17年の8月時点の我々のときに初めて、しかも企画室の問題でほかにまさかないだろうねといったときに、このユニセフの問題と先ほどの米州課の問題がある意味では自己申告的に出てきたわけですから、そういう意味でその時点で、あるいはもっと早い時点できちんとしておくべきだったと思います。

Q: 米州課の方の件で該当する時期の米州課長、それから総括担当の課長補佐、それから庶務の担当者のうち、現在経済産業省に在籍している方はすべてこの処分の対象になっているということですか。

A: そうです。もう少し正確に申し上げますと、やめた方、要するに本当に人生として経済産業省をやめた方と出向、その他の方がおります。その中にも処分対象者がおります。戻ってきた段階で処分したいと思っています。

Q: それは大体何人ぐらいいらっしゃいますか。

A: ごく少数です。

Q: その処分の内容は戒告になるのでしょうか。

A: このルールを前提にしてやりたいと思っています。

Q: 知っている方は戒告と。

A: 先ほど答えたように、責任の大きさということもありますけれども。

Q: 嚴重注意というと、これは内規文書ですが、知っていたからといって、法律上の処分に格上げされるということはちょっと疑問に思うんですけれども、なぜ法律上の処分をなさるのですか。

事務方: 知っていれば、当然それは適切に処理しなければならないという義務が発生し、かつそれで自分が改善しなければならないわけでございますので、知ってなければそういうことも気づかないわけなので、要するに知っていた方がそういう意味では責任が重いと、こういうことでございます。

Q: 管理する立場にありながら知らなかったということの責任も重いと思うんですが。

A: 知らなかったという人の発言は当然そうだという前提で物事を進めていかなければなりません。それ以上の手段は我々は持っておりませんから、でもこれも我々は議論したのですけれども、いちいち知ってなければ、結果的に知っていなければいけないということと、常に何かおれは知らなければいけないんだといって部下の人におれが知るべきことは何か

ないかみたいにいちいち言うというのも、皆さん方も組織人でしょうけれども、これもあまりないことで、ここは結果的に責任を負うと、それが上司、管理者、私もそうですけれども、そういう立場であって、本来はこれは上司に報告すべきこと、判断を仰ぐべきことということであって、上司の方から積極的におれが知っていなきやいけなことは何かないのかとか、それもちよっとそうすべきだったと言われればそうかもしれません。だから、結果責任ということになるのだろうと思います。

Q: ユニセフの方ですけれども、基金口はその後ユニセフに残高を返して解約されたということなのですが、クレーム口がどうなっているのかということと、それから基金口の方、これは返さなくていいお金なんだけれども、これについては返していくと、それはユニセフの方はご承知なのか、その辺はいかがですか。

事務方: まず、基金口の方はむしろユニセフのお金を入れているだけで、実際はユニセフの売買をしているだけなので、従ってこれは返して当然のお金ですし、従ってアカウントイングレポートという形で、必ずこういうものを買いましたよということを全部報告もし、最後に残金をお返しをして解約をしているということでございます。そういう意味で、管理口とは性格が違います。

それから、クレーム口は詳細は不明ですが、クレーム口という表現だけ残っていて、これは30万円ぐらいの小さな取引が五、六回ぐらいあったものでございまして、これも解約して終わっております。

Q: クレーム口って何なんですか。

事務方: クレーム口という言葉からだけしか想像ができないので申し訳ございません。何か調達をした物資の中に、問題のあるものがあるものがあって、返品したとか返品しないとか、そういうぐらいのことではないかと思えますけれども、すみません、これは想像です。

Q: ユニセフのお金を大臣も返すというお考えだとおっしゃっていましたがけれども、そうすると歴代会計課長が口座についてもし知っていたならば、なぜそういう処分が当時返さなかったのかというその責任を問うということになってくるのでしょうか。

A: まず、返す、返さないという問題のお金ではない。しかし、我々が保有しているいいお金でもない。本来の目的じゃないものが30年以上続いているわけですから、ですからこの問題がさっき申し上げたとおり、わかった時点で、もっと言えば昭和49年、この業務が終了したという通知があったのが昭和46年です。

事務方: 業務を返したのは46年ですけれども、その後も業務がいろいろあったということ、49年ぐらいまで支出はございました。

A: 最終支出は業務が終わった後の49年ですけれども、その時点でまだあるかもしれないということはあったと思えますが、さすがに10年、20年、30年となると、文書保存の関係もあるし、それこそいま会計課が中心になって、七転八倒して資料探しをやったわけですが、こうやってデータも不十分ですし、さっきのクレーム口が何だと、私もそういう質問をしまして、わからない、推測で言えば、多分クレームというのは日本人が書いた言葉ですから、苦情とか、何かがあったということですから、ということは時が経過すればするほど起こってくるわけですから、それはその時点できちっとしてほしかったというのは率直な気持ちですね。

でも、今回企画室を発端として内部の調査を徹底的にやった結果、米州課とユニセフの問題がわかったということですから、遅かったとは思いますが、この時点でやったことによって、今後の経済産業省の職員には迷惑をかけずに済んだという気持ちも正直言っております。

Q: そうすると、会計課の歴代責任者を処分するというお考えはあるのでしょうか。



A: ユニセフは先ほど言ったように、お金を返すとか返さないとかということも含めて、この部分をきちんと説明できなければ全体の究明、従って対応、そして処分の可否というか、必要か必要でないかということも含めて前に進めないで、これで終わるか、ないことを祈っていますけれども、万が一ということもあり得る。まだ調査が終わってないわけですから。ということで、その処分についてはいまは全くその段階に至ってないということで、あるともないとも現時点では申し上げることはできないということです。

Q: 当時の課長さんをご記憶にないということですが、当然課長名ということであれば、それ以外の方がおられると思いますが、当時の職員の方がご存命であったり、あるいはご連絡がとれたりという方はいらっしゃるのでしょうか。

事務方: 直接の経理責任者が実は他界をしておられて、そこまでしか調べてないです。もっと広げて調べなくてはいけないと思っています。直接の経理責任者の方は亡くなっておられまして、その前後の経理責任者の方にも伺いましたけれども、一切そういうことはないとのことです。

Q: ユニセフは文書で回答を求めたいと思いますが、今日は電話でお話をされたのですか。

A: 文書はおわびかたがた二、三日前に私が署名してお出しいたしました。今日は改めて直接お電話で専務理事さんにこの記者会見で公表することもあるので、改めて今日お電話したのですけれども、直接はお話しできなかった。改めてお話ししたいと思っています。

Q: ユニセフのお金は寄附という形で渡すということになるのですか。

A: 返すという性格のものではございませんけれども、我々が持っているべきお金でもないと。使い道がないし、真の所有者がだれかと言われれば、ユニセフでもない。だから、使ってしまうということにもならないと思いますので、この際それを我々に送ってこられたものであるユニセフにもとに戻すといいたいまいしょうか、残った分については原状回復といいたいまいしょうか、寄附をするといいたいまいしょうか、何でもいいのですけれども、少なくともお返しではない。要するに返すべきものではないけれども、ユニセフも受け取るべきものではないけれども、しかしユニセフが大変立派な活動をしているわけですから、そこに有益に使っていただければという気持ちであります。

Q: そのお金の扱いについては、昭和50年当時のレストランの経緯がわからないとお金の処理もしないと。

A: 私の気持ちでは、さっさと我々のところからどこかしかるべきところに行ってほしいのです。しかし、レストランの問題が解明しないうちに、また新たな事実関係が出てくると、また二度手間になったり、そういう意味で現時点では我々のところに置いておくというふうに思っています。

(以上)